

第743号

令和3年4月1日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山岡 徳慶



規約の改定について

次の規約について添付の通り令和3年3月12日付で認可がありましたので、
公告します。

改定する規約 : 第31条 理事会の決定事項
令和3年4月1日から施行

以 上

組合規約新旧条文対照表

新	旧
<p>(理事会の議事) 第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(2) 事業運営の具体的方針</p> <p>(3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(4) この規約に定める事項</p> <p>(5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認められたもの</p> <p>附則 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(理事会の議事) 第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 組合会に提出する議案</p> <p>(2) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(3) 事業運営の具体的方針</p> <p>(4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(5) この規約に定める事項</p> <p>(6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認められたもの</p>